

**政策効果分析レポート No.9**

# 1990年代における所得税制改正の 効果について

平成13年11月

内閣府政策統括官（経済財政 - 景気判断・政策分析担当）

## 目 次

はじめに .....	3
. 制度の概要 .....	4
1 . 所得税制の仕組み及び変遷 .....	4
2 . 所得税制をめぐる最近の議論 .....	5
3 . 所得税制の国際比較 .....	6
. 所得再分配効果 .....	9
1 . 税率構造の累進性と所得階層別の租税負担 .....	9
2 . 世代別・年代別の租税負担の相違 .....	13
. 経済行動に対する効果 .....	15
1 . 租税の効率性（超過負担）の計測 .....	15
2 . 95 年所得税制改正による超過負担の減少 .....	17
. 結論 .....	21
参考文献 .....	23
補論：配偶者控除等の労働供給への影響について .....	27
付注 .....	31

## はじめに

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」では、経済再生への鍵の一つとして不断の税制改革を位置付け、貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制を構築しなければならないとしている。

なかでも、個人所得課税はその累進性や各種控除を通じて、複雑な経路で中立性を損なっている面が否定できない。中高所得者層の租税負担感も依然として強く、限界税率引下げによる税率構造のフラット化や各種控除の整理による課税最低限の引下げなどが議論されているところである。他方、個人所得課税は伝統的に所得再分配機能を担ってきた面があるが、果敢にリスクを取って成功した者に相応の報酬を認め、失敗した者には再挑戦へ向けセーフティネットを用意するという考え方の下で、社会保障・雇用政策とどのように役割分担をしていくべきかが課題となっている。

以上のような問題意識を含め、所得税体系の改革は様々な観点から総体的、包括的に検討する必要があるが、そのためにはまず現状把握のために定量的分析による検証が不可欠であろう。そこで、本レポートでは、1990年代の個人所得税制について、所得分配への影響と資源配分の効率性の観点から検証を行う。

まず、第 2 章で所得税制の現状やこれまでの推移を見た後、先進諸国と比較して我が国の制度の特徴を考察する。第 3 章では、所得課税の再分配機能に焦点を当て、所得階層別の実効税負担の現状や所得平準化への寄与を検証する。また、年齢層別・世代別の税負担の推移を概観する。第 4 章では、95 年所得税制改正を例に取り上げ、所得課税が経済行動に及ぼす影響を調べ、それがもたらす効率性の変化を超過負担の推計により議論する。また、補論として、各種控除制度の中で特に議論となることの多い配偶者控除等を取り上げ、それが女性の就業行動に及ぼす影響を検証した結果を紹介する。

## 制度の概要

我が国の個人所得税は、税源調達の上で税制の基幹的税目として位置付けられるとともに、累進税率を採用することにより所得再分配機能及び自動安定化機能の面でも重要な役割を担っている。

本章は序論として、まず我が国の給与所得税制の現状やこれまでの変遷を簡略に述べた後、最近の所得税制をめぐる議論を紹介する。さらに、所得税負担の先進諸国との比較を行い、我が国の所得税制の特徴を示す。

### 1 所得税制の仕組み及び変遷

#### (我が国の所得税の仕組み)

我が国の個人所得課税は、各種の所得を合算して課税所得を計算する総合課税を原則とする一方、所得の性質、把握体制の整備状況等を踏まえて所得の種類によっては分離課税を組み合わせることとしている。また、課税単位を世帯単位でなく個人単位とし、世帯所得の合算ではなく所得を得ている個人に対し賦課される。

このうち国税である所得税について現行の仕組みを見ると、以下のような概略になっている(図表1-1)。

まず、年間収入のうち最低65万円の給与所得控除分等が除かれた残額が、給与所得として計算される。その給与所得等からさらに基礎控除、配偶者控除・配偶者特別控除、扶養控除、社会保険料控除等の各種控除が所得控除され、課税所得が捕捉される。そして、この課税所得に対して超過累進税率が適用され、算出税額が求められる。なお、特別減税はこの算出税額に対し税額控除として行われ、最終的に納付税額が算出される。

#### (戦後の我が国の所得税制)

ここで簡単に歴史を振り返ると、我が国の戦後の個人所得税制は、シャウプ勧告を受け垂直的公平性に重点が置かれたものとして出発した。すなわち、個人単位に資産所得も含め総合的に捕捉した所得を課税ベースとする「包括的所得税」をその中心に据え、これに累進課税することで「公平性」を確保しようとするものであった<sup>1</sup>。その後、所得税の控除制度の拡大による課税最低限の引上げ、利子所得の分離課税、富裕税の廃止等を内容とする累次の税制改正が行われ、シャウプ税制が徐々に変更されることとなったものの、包括的所得税を中心とする我が国の税制の枠組みは概ね維持されていたといえよう。

さらに昭和50年代になると、大量の国債発行が行われる中で十分な財源の確保の問題に加え、一般的な消費税導入、直間比率の是正が議論の俎上に載るに至った。また、昭和50

---

<sup>1</sup> ただし、帰属所得や未実現キャピタルゲインへの課税など、シャウプ勧告が完全に実施されたわけではない(吉田(2000))。

年代には本格的な制度見直しが行われなかったこともあって、税体系が所得課税に大きく依存し、高い累進性による負担感の増大、所得間の捕捉のアンバランスへの不満などが表面化した。このため、消費一般への課税に対する本格的な議論が進められ、1989年から消費税が導入されるとともに、所得税の本格的改革が進められた。これにより、最高税率の引下げや税率段階の削減が実施された<sup>2</sup>。また、利子所得について、マル優制度の廃止及び20%の源泉分離課税の導入や、キャピタルゲインへの26%申告分離課税が採用された。

(90年代の所得税制改正の推移)

90年代の所得税(国税)の改正では、税率表の簡素化及びフラット化が進められるとともに、景気対策として一時的な特別減税、恒久的減税が実施された。また、各控除制度の拡充が行われ課税最低限が引き上げられた(図表1-2)。

89年の税制改正では、上述のとおり、税率がそれまでの12段階から5段階に簡素化されるとともに、給与所得控除や各種人的控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)の拡充が行われた。また、95年の改正では<sup>3</sup>、税率表の所得の区切り(税率適用所得区分)の引上げや諸控除の拡充とともに、景気対策として特別減税が94年から96年及び98年に実施された。さらに99年には特別減税を恒久化し、税率を5段階から4段階にして最高税率(50%)の部分を廃止したことで、税率のさらなるフラット化が図られている<sup>4</sup>。

(我が国の実効限界負担率)

こうした税制見直しの中で、所得税、住民税及び社会保険料の合計についての実効限界負担率はどのようになっているのだろうか。

図表1-3は、内閣府において作成された税制シミュレーションモデルを用いて算出した、世帯属性別の実効限界負担率をグラフにしたものである<sup>5</sup>。これを見ると、家族構成によって違いがあるものの収入が700~1,200万円の間で実効限界負担率が大きく上昇して40%程度となっており、その後は概ね横ばいとなる。このことから、収入が1,000万円前後の中所得階層で相対的に累進的な負担感が生じることとなっている。

## 2 所得税制をめぐる最近の議論

今日の個人所得税制をめぐる見直しについては、様々な立場から議論が行われている。

例えば政府税制調査会では、個人所得課税は税体系において引き続き基幹税として中心

<sup>2</sup> 87年に最高税率70%、15段階から60%、12段階に、89年には50%、5段階に引き下げられた。

<sup>3</sup> 95年改正については、特に参考資料1参照。

<sup>4</sup> 90年代における住民税の改正については参考資料2参照。

<sup>5</sup> 家計や個人の所得や属性(年齢、職業、家族構成等)をインプットすることにより、その課税額や平均(限界)税率が算定されるモデル。

的役割を担うべきであり、垂直的公平性の確保のための所得再分配機能や、経済の安定化のための自動安定化機能としても重要であるものと位置付けている。その上で、「近年の税制改革や景気対策としての減税もあって、その負担水準は諸外国に比べて最も低い」水準となっており、課税最低限や各種の控除制度のあり方と併せ総合的に議論する必要があるとしている。また、負担水準の現状や財政状況に鑑みれば個人所得課税の減税は既に限界に達しており、「少なくともこれ以上の減税を行うべきではない」旨の見解を示している<sup>6</sup>。

これに対し、経済戦略会議では、税体系の中立化・簡素化のため、よりフラットな直接税体系、抜本的所得税減税、課税ベースの拡大等を提言している<sup>7</sup>。また、経済界は累進課税について、世代間の負担の不公平性が増大すること、再分配機能は社会保障制度や歳出に任せるべきこと、先進諸国における税率フラット化の動きと逆行していることを指摘し、税率の引下げによるフラット化や課税最低限の引下げ、各種控除の見直しを含めた制度減税を主張している<sup>8</sup>。

財政学等の専門家からも所得税改革の議論がなされている。その中では、公平性の確保のための課税ベースの拡大、所得税率の引下げ・フラット化などの必要性を指摘する他にも、現行税制が労働供給を歪めていること、課税回避のために給与所得でなくFRINGE BENEFITの形の雇用者への給付を促進していること、リスクに対し非中立的であるためにベンチャー起業等のインセンティブを阻害し経済活性化の障害となっていること、高い限界税率が脱税を誘発していること等が論点として掲げられている<sup>9</sup>。

### 3 所得税制の国際比較

(各国における所得税制の見直しの動き)

各国の税制見直しのなかで、所得税制の税率構造がフラット化される動きが長期的に進んでいる。これを図表 1 - 4 で見てみよう。図表 1 - 4 は、78 年以降の我が国と米、英、独、仏の 5 か国の所得税について、限界税率の改正の推移を示したものである。図中の横棒の影の付いた部分が限界税率の幅を示しており、例えば日本の 84 年の税率は 10.5% から 70% までの 15 段階刻みであったことを意味する。

これを見ると、日米英の 3 か国では 78 年以降長期的に見ると税率の簡素化・最高税率引下げが進んでいることが分かる。アメリカでは 80 年代に減税とともに急速な税率の簡素化・フラット化が行われたが、90 年代に入って再び税率の引上げ及び多段階化が実施されている。イギリスでも 80 年代に簡素化・フラット化が進められ、現在に至っている。これに対し、ドイツ、フランスでは長期的にはあまり変更がみられない。我が国については、前述

---

<sup>6</sup> 税制調査会(2000a)。

<sup>7</sup> 経済戦略会議(1999)。

<sup>8</sup> 経済団体連合会(2000)。

<sup>9</sup> 例えば吉田(2000)、井堀(2000)、野口(1999)等。

の通り 80 年代及び 90 年代に一貫してフラット化・簡素化が図られ、結果的にアメリカ及びイギリスに近いものとなっている。

#### (各国における実効平均税率の推移)

以上のような各国における所得税制の変遷を踏まえて、90 年代における個人所得課税の国民所得比、租税負担率、国民負担率<sup>10</sup>の推移を比較したのが、図表 1 - 5 である。

まず、個人所得課税の国民所得比を見ると、我が国（住民税を含む）では総じて低下が続いており、ドイツでも 90 年代後半はやや水準を下けている。これに対し、アメリカ（連邦所得税のみ）は後半に強い上昇を示しており、イギリス、フランスは横ばい圏内で推移している。その結果、98 年時点で比べると、我が国が 6.6%であるのに対し、アメリカは 11.7%、イギリス 13.3%、ドイツ 9.3%、フランス 5.0%となっており、我が国の個人所得課税の負担率は国際的に低水準であるといえよう<sup>11</sup>。

次に、他の税目を加えた租税負担率については、フランスで顕著な上昇が観察されるほかは概ね個人所得課税の動きを反映しており、我が国では低下傾向が見られる。その結果、98 年度で比べると、我が国は 22.8%と 5 か国中最低となっている。他方、イギリス、フランスでは 40%台と高水準である（98 年で各 42.1%、41.6%）。

さらに、社会保障負担を加えた国民負担率で見ると、フランス、ドイツが高い水準で推移している（97 年で各 65.4%、55.9%）一方、我が国やアメリカは低い水準にあり、特に我が国は緩やかな低下傾向にある。

以上、90 年代において我が国では租税負担率及び国民負担率が他の先進諸国に比べて低水準にあり、かつその負担がさらに軽減される方向にあったことが分かる。

#### (所得税制の累進性の国際比較)

それでは、所得税制の累進構造について、我が国の制度はどのような国際的な位置付けができるのであろうか。

まず、日本を含む先進 5 か国における税率表を示したのが図表 1 - 6 である。これを見ると、税率の段階がイギリスで最も簡素化されており、我が国はアメリカに近いものといえる。また、我が国の課税最低限は高く設定されており、ドイツやフランスに近いことがわかれる<sup>12</sup>。

こうした仕組みから 5 か国の所得税制について実効平均税率を計算すると（図表 1 - 7）我が国の税負担水準は収入が年収 1,000 万円以下の範囲では他の欧米諸国と比べて総じてフラットである。しかし、2,000 万円に近づくと、アメリカ、イギリスと比べて上昇テンポ

---

<sup>10</sup> 租税負担率は直・間接税合計の税額 / 国民所得額を表し、国民負担率は分子に社会保障負担額を追加したものをいう。

<sup>11</sup> 税制調査会(2000a)。参考資料 3 参照。

<sup>12</sup> 参考資料 4 参照。

が速くなる。さらに、5,000万円を超えると最も速いテンポで上昇している。

このように、我が国の所得税制の累進性は、中低所得層では国際的に見て緩やかであるが、高所得層においてはむしろ強いということが分かる。

## 所得再分配効果

現行の所得税制については、税率フラット化や課税最低限の引上げ等による累進性の緩和が議論されているが、しかし一方では、担税能力（所得や資産）に応じた租税負担を求めることが「公平」であり、所得税制の累進性を維持すべきとする意見もある。例えば、政府税制調査会では、「近年の所得分配が少なくともかつてのような明確な平準化の動きはみられず、市場原理や自己責任の重視、経済主体の経済活動の多様化による所得格差の拡大の可能性等を考慮すると、税制全体の所得再配分機能を維持していくことが必要」とし、現行の個人所得税の再分配機能を重視する姿勢となっている<sup>13</sup>。

このような所得課税にどれほどの累進性を持たせるかという議論は、その社会が公平性に関して持つ価値観にも強く依存し、一意的な結論を求めることは困難であるが、本章ではそうした議論を行う上で前提となる租税負担の現状分析を行う<sup>14</sup>。

### 1 税率構造の累進性と所得階層別の租税負担

#### (1) 実効租税負担のこれまでの推移と現状

##### (所得階層別の租税負担率の推移)

これまでの所得税(国税)負担の推移を70年代から所得階層別に見てみよう(図表2-1)。ただし、例えば現在の1,000万円の所得水準と過去の1,000万円のそれとは実質価値が異なることから、これを調整するために所得を消費者物価で実質化している。また、世帯の構成による差を考慮して、グラフは単身者、専業主婦+子供二人、共稼ぎ+子供二人のケース別にそれぞれ示されている。

基本的な傾向は世帯構成別で大きな相違はないので、専業主婦+子供二人のケースを見てみよう。これを見ると、高所得階層ほど大きな税率の変動を経験したことが分かる。70年代はオイルショック後の減税を実施した74年からは大きな所得税制の改正がなく物価の上昇が大きかったため、実効平均税率は趨勢的に上昇していた<sup>15</sup>。所得階層別に見ると高所得階層ほど大きく負担が増加し、所得で見た負担格差は拡大している。これに対し、80年代は前半は横ばいで推移した後、後半は87年の配偶者特別控除の創設や89年の所得税率の引下げなどを内容とする税制改正が行われたことから、実効平均税率は低下した。90年代は、94年の特別減税及び95年の所得税改正により高所得階層を中心に大きく所得税負担は軽減され、以後90年代を通じてさらに傾向的に軽減された。また、これに伴い所得階層

<sup>13</sup> 税制調査会(2000a)。

<sup>14</sup> ここでは、給与所得課税の累進性を検証し、資産所得その他の所得への課税は議論の対象としない。

<sup>15</sup> 所得税率は名目所得に対して適用されるため、実質所得が一定でも物価の上昇により高い税率が適用される、いわゆる'bracket creep'が観測される。

別の負担の格差も縮小している。

こうした全体の動きは、80年代後半以降、特に90年代の減税や税率構造のフラット化を反映したものとなっている。

#### （所得額と負担率の関係）

90年代の税制改正では税率の引下げ等による負担軽減が図られてきたが、実際に家計の負担はどのようなものであったのだろうか。90年代について、住民税、社会保障負担を含めた負担率の推移を併せてもう少し詳しく見てみよう。

図表2-2は、片稼ぎ世帯で子供2人のモデル家計を想定し、その所得が500万円、1,000万円、2,000万円の各ケースで負担率がどれくらい異なるかを、90年代について見たものである。これによると、前に見たとおり、94年の特別減税や95年の税率改正の動きが高所得階層を中心に負担率の軽減につながっている。また、階層別では500万円の所得の世帯では90年代を通じほとんど変化がないものの、2,000万円の所得の世帯では大きく負担率が低下したことが分かる。

#### （世帯別の課税最低限の推移）

90年代の一連の税制改正では各種控除の引上げが繰り返し実施された。この結果、所得税の課税最低限は他の海外諸国に比べても高い水準にあることは、前章で述べたとおりである。

70年代以降の課税最低限引上げの推移を世帯属性別で見たのが、図表2-3である。

70年代では74年のオイルショック減税で課税最低限の引上げを実施したが、それ以降80年代初頭までは物価上昇の影響により実質化した最低限の値は低下している。その後87年の配偶者特別控除の創設や89年の各種控除の拡充により特に専業主婦世帯の課税最低限が大きく引き上げられた。95年には、さらなる各種控除の拡充が課税最低限を高めている。なお、98年に課税最低限が一時的に跳ね上がったのは、定額減税が実施されたことによる。

を見ると、単身者と既婚者では、配偶者控除や扶養控除等が適用されるために課税最低限に大きな差があることがうかがわれる。また、課税最低限を実質化した上で91年を100とした場合の推移を見たのが、である。90年代に実施された一連の各種控除の拡充は、より既婚者特に共稼ぎ世帯に有利になっていることが分かる。

#### （各種控除の利用実態）

このような各種控除の拡充が課税最低限を引き上げていることが分かったが、それではこれらを含む各種控除は実際にどのような所得階層に恩恵を与えているのだろうか。

図表2-4は、所得階層別にそれぞれの控除制度の利用割合を示したものである。これを見ると、所得水準が高い階層ほど各控除制度を活用している者の割合が高いことが分かる。特に、しばしば議論の的となる配偶者控除及び配偶者特別控除では、その傾向が強く現れ

ている。

ここでの配偶者控除等の推計は樋口(1995)の分析に若干の修正を加えたものであるが、それによれば、配偶者控除を受けている者は例えば 300～400 万円の所得階層では 18.6%に止まるが、逆に 900～1,000 万円の比較的高い所得層では 72.9%に上る。配偶者特別控除においても、適用上限額を超える者が含まれる 1,000 万円以上の層を除いて同様の傾向を示している。

こうしたことから、樋口(1995)が指摘するように、傾向として高所得階層ほど配偶者控除等を受けている者の割合が高くなっており、高所得世帯を優遇する結果となっている<sup>16</sup>。

## ( 2 ) 所得分配の不平等度と租税の再分配機能

### ( 給与所得と税負担の分布 )

まず、税負担の累進性を見るために、給与所得と所得税(国税)負担の分布を収入階層別に見てみよう(図表 2 - 5)。では、89 年、94 年、99 年のそれぞれの分布を構成比にしてグラフにしている<sup>17</sup>。

給与所得の構成を見ると、500～800 万円の中所得階層の構成比に大きな変化がないのに対し、89 年から 94 年、99 年となるにしたがって、低所得階層の比率が低下する一方で高所得階層の比率が上昇しており、全体として所得の増加が見られたことが分かる。

また、税負担の構成比では、800 万円以下の所得層で低下している一方、800 万円超の所得層ではその比率が概して増加している。

この両者の構成比の比率(税負担構成比/給与収入構成比)を見ることにより、税負担の累進性を検証してみよう。応能負担原則に基づいて累進性が高ければ、この比率は高所得階層であるほど大きなものとなる(図表 2 - 5)。

累進税制の下では低所得者は負担を軽く、高所得者は負担を重く設定されるが、ここでの所得階層の分割では、800 万円以下の所得階層は前者に、800 万円超の階層は後者に相当する(比率が 1 を超えるか否かで判断される)。また、89 年と 99 年の比率を比較すると、全体的に低下傾向にあるが、2,000 万円以上の所得階層を除くと高い所得階層ほど概して比率の低下幅が大きい。

### ( 90 年代における所得課税の再分配機能 )

90 年代における所得課税(所得税・住民税)の再分配機能の推移を、厚生労働省(旧厚生省)の「国民生活基礎調査」のデータを税制シミュレーションモデルに適用することで見

<sup>16</sup> 仮に配偶者控除等を廃止した場合、全体で約 1.3 兆円の追加税収を見込むことができる。仮に廃止に伴い女性の就業調整が消えてより高い収入を得るようになると、その部分にかかる税収増がさらに期待できる。

<sup>17</sup> 田近・古谷(2000)他を参照。

てみよう。ジニ係数は所得分配の不平等度を表す指標で、この値が 0 に近いほど分配が平等であり 1 に近いほど不平等であることを示す。再分配係数は、所得再分配前と後のジニ係数の値をもとにその改善度（低下度）を表す指標で、これにより再分配機能の強さが示される<sup>18</sup>。

図表 2 - 6 には 90 年代の世帯別の所得に係るジニ係数の推移を示している。これを見ると、再分配前のジニ係数は 90 年代ではやや上昇傾向にあったことが分かる。所得課税による再分配後のジニ係数も同様の動きを示している<sup>19</sup>。また、再分配係数の推移を見てみると、90 年代前半は 0.06 ~ 0.07 で推移していた係数が 95 年から税制改正の影響を受けて再分配係数が明らかに低下し、0.05 台に低下したことが分かる。

では、95 年税制改正では所得階層毎の負担はどのように変化したのであろうか。図表 2 - 7 では、白い棒グラフが改正後の世帯主の所得分位別の平均税率を示したものであり、黒い棒グラフは改正がなかった場合を示している<sup>20</sup>。この両者の差が減税により負担が軽減された部分を意味しており、実線の折線グラフで示されている。これを見ると、95 年の税制改正で所得の高い層ほど大きな恩恵を受けており、中高所得層を主とした減税措置による税率のフラット化の動きを反映している。

また、図表 2 - 7 の実線グラフは、特別減税分を除く 95 年の税制改正により可処分所得の所得階層別シェアがどのように変化したかを表している。これからも、95 年改正が高所得階層、特に最も高い階層（第 5 分位）に有利であったことが分かる。

このように、90 年代では不平等度が拡大傾向にある一方、所得課税による再分配機能は税制改正による税率構造のフラット化が進行したことにより、むしろ低下している。また、そのフラット化は中高所得層を中心とした減税措置により実施された。

#### （各種控除の拡充の所得分配への影響）

さらに、95 年の税制改正のうち各種控除の拡充措置について、所得の再分配への影響を見てみよう。

前掲図表 2 - 7 で、95 年改正で実施された各種控除の拡充措置がなかった場合の平均税率から控除制度の拡充の効果を見たのが、点線の折線グラフで表されている。控除制度の拡充措置もまた中高所得層の方が平均税率の引下げ効果が大きかったことがうかがわれる。これは主に、これらの控除が所得控除でかつ中高所得層の方で適用税率がより高いために生じたものと考えられる。

ではこうした各種控除を拡大した場合所得分配はどのように影響を受けるのであろうか。図表 2 - 7 中の点線グラフでは、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除の控除額をそれぞれ 10 万円引き上げた時の可処分所得のシェアの変化幅を示している。これ

<sup>18</sup> 同調査の報告書における再分配係数の定義とは異なることに注意する必要がある。

<sup>19</sup> ここでは、所得は雇用者所得、事業所得、財産所得、私的給付等の合計額となっている。

<sup>20</sup> 特別減税の影響は除去してある。

で見ると、変化幅は小さいものの、各種控除を拡充した際には所得が高い階層ほどシェアを拡大していることが分かる。この結果からも、各種控除の拡充措置は中高所得層に有利な所得再分配をもたらすことが確認できる。

#### (90年代の所得税制の累進性 - まとめ)

所得再分配機能の観点から回顧すると、90年代の所得税制の改正は、主に中高所得層に対する税率軽減により税率構造の簡素化・フラット化を進める一方、各種控除の拡充により課税最低限の引上げを図るものであった。これらの改正は、所得課税の再分配機能を低下させる方向に働いたといえる。

もっとも、ジニ係数等で示される所得分配の不平等度の水準自体は、自営業者の減少や高学歴化、女性労働者比率の上昇等労働市場の動向や推移にも大きく左右される。所得分配の不平等度が高まった場合これを是正するために税制の累進度を高めるべきか否かという論点は、社会の価値判断に関わる問題でもあり総合的な検討が求められる。

その際、所得再分配には社会保障政策が重要な役割を果たしてきたことにも留意すべきである。実際、厚生労働省（旧厚生省）の「所得再分配調査」で見ると、80年代以降ジニ係数が上昇傾向にあるなかで、社会保障による再分配は強化されており、租税による再分配機能の低下を補って余りある状態であった(図表 2 - 8)。こうした点も踏まえ、租税と社会保障の適切な役割分担を考えていく必要がある。

## 2 世代別・年代別の租税負担の相違

### (税負担率の世代別ライフサイクル)

所得税負担は世代間ではどの程度異なるのであろうか。所得税と住民税を合わせた負担率の時系列推移を世代別のライフサイクルで見たのが、図表 2 - 9 である。

これを見ると、45 年生まれのグループは次世代の 55 年生まれのグループに比べ、30 歳までの若年代では低い負担であったが、それ以降はむしろ高い負担となっており、生涯を通じて負担がより平準であったことが分かる(図表 2 - 9)。65 年生まれのグループは、30 歳までの時期ではほぼ 45 年生まれのグループと同様の負担率であったが、30 代になって負担は前の世代に比べさらに軽減されている。

これらの各世代での最近の税負担率の動きは、90 年代特に後半における減税により負担率が引き下げられていることに対応する(図表 2 - 9)。なお、45 年生まれの負担率が逆に上昇しているのはライフサイクルで仮定した 2 人の子供が独立し、(特定)扶養控除の適用外となることによる。

### (年代別実効限界税率)

現時点で直面する実効限界税率について年代別に見てみよう。既出の国民生活基礎調査

の個票データ（99年）を用い、給与所得について税率を算出した。図表2-10の実線がこれを示しているが、年代が上がっていくにしたがって実効限界税率は上昇し、20～24歳の6.3%から55～60歳の14.6%へと推移する。

一方、同図中の点線は主要な所得控除の控除額を年代別に示している。これを見ると、配偶者控除・配偶者特別控除や扶養控除等世帯の属性に対応した各種控除がライフサイクルや所得に合わせて適用されることを反映し、35歳～44歳の中年層で約100万円とピークとなり、以降年代が上がるにつれて低下しているのが分かる。

## 経済行動に対する効果

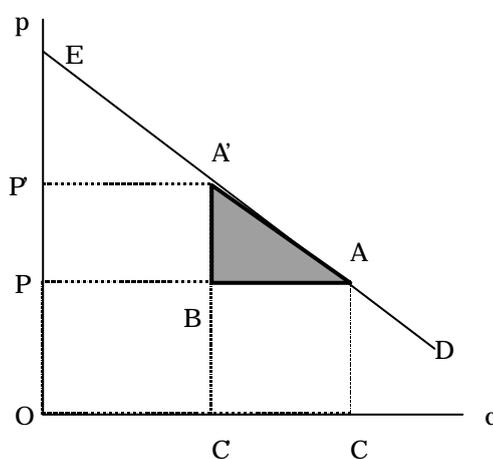
所得税制を論じるに当たっては、もう一つの重要な論点が効率性である。それは、所得税を課税することにより被課税者が就業調整を行うなどその経済行動が影響される側面であり、税制の中立性の議論として重視されている。すなわち、租税の増加は（それを財源とする政府支出による便益を別とすれば）個人の厚生を低めることとなる。このように課税により発生する歪み又は非効率を、租税の超過負担（又は死荷重（deadweight loss））という。

今回は 1995 年の税制改正を取り上げ、税率のフラット化がどれだけの超過負担の軽減につながったかを試算する。

### 1 租税の効率性（超過負担）の計測

#### （超過負担の概念）

所得税の超過負担の伝統的分析アプローチでは、理論的には余暇（労働）時間と消費の選択の問題として考えられる<sup>21</sup>。所得税を賦課することは、各個人が消費を行うに当たっての予算制約となる稼得所得の実質価値を下げることとなる。換言すれば、消費の価格を引き上げることとなる。下図で見てみよう。



図では横軸は消費量を、縦軸はその価格を示しており、右下がりの曲線 D は個人の需要関数を表す。課税前の価格を P とすると、この個人は C の消費を選択する。この時、消費者が数量 C を需要するに際してこの財・サービスに見出している価値あるいは支払ってもよいと考えている価額は領域 ACOE の面積に当たる。これに対しこの消費者が実際に支払う代価は価格 × 数量を表す領域 ACOP の面積であり、消費者は領域 APE の面積分だけ支払わ

<sup>21</sup> 以降の超過負担の概念及び計測方法の説明については、Stiglitz (1988)、Feldstein (1999)等を参照。この方法では稼得所得がすべて消費に回るものと仮定している。

ずに済み「得をした」ことになる。この大きさが厚生経済学でいう消費者余剰に該当する<sup>22</sup>。

さて、いま仮に課税により価格を  $P$  から  $P'$  に引き上げた場合、この個人は  $C$  から  $C'$  に消費を減少させる。この時、課税による消費者余剰の減少は領域  $AA'P'P$  の大きさとなる。一方、税収は領域  $A'BPP'$  の大きさとなる。この結果、社会全体から見ると、両者の差である三角形  $AA'B$  が社会的な厚生損失となる。これが課税による超過負担（死荷重）の大きさである。

この三角形の大きさは底辺（消費数量の減少幅） $\times$ 高さ（価格の上昇幅） $\div 2$  で計算される。容易に推測できることは、税率が高くなればなるほど三角形の面積は拡大し、需要曲線の傾きを一定とすれば、三角形の面積はその高さ（税率に比例）の 2 乗で拡大する。また、需要曲線の傾きが小さいほど超過負担は大きくなる。

これにある一定の仮定を置くと、超過負担の大きさは所得税率と課税所得、課税所得の税率弾性値（正確には「 $1 - \text{税率}$ 」（net of tax share）に対する弾性値）によって置き換えられることが知られている（Feldstein (1999)）。その場合、上で見た税率が所得税率に、消費数量が課税所得に対応し、増税されると（税率が高まると）課税所得は減少し、超過負担の大きさは所得税率の引上げ幅の 2 乗に比例して拡大することがいえる<sup>23</sup>。

#### （超過負担の推計の先行事例）

アメリカではこのような超過負担計測についての多くの先行事例がある。Harberger (1964) は、労働所得に対する課税による超過負担の実証分析を行い、超過負担額は労働所得額の 2.5% 程度に過ぎないとの結果を得た。その後も経済学者による超過負担が行われたが、Feldstein (1999) 他の一連の研究では上記の考え方に沿って計測し、所得税の超過負担は極めて大きいものであり、1 ドルの税収増のために 2 ドルの超過負担を発生させているという興味深い結論を出している。また、Lindsey (1987) では、税制改正後の所得税収の推計値と実績値を比較し、減税に伴う経済行動の変更による税収増は、税率低減により予想される税収減の額を十分上回るとの結果を導いている。

さらに、超過負担を推計するのに必要な課税所得の税率弾性値の計測の最近の事例としては、Feldstein (1995a, b)、Feldstein-Feenberg (1995)、Carroll (1998)、Auten-Carroll (1999) などがあり、最近ではパネルデータによる「差の差」アプローチを用いたものも多く見られる<sup>24</sup>。推計された弾性値の間ではかなりの幅があるが、これは推計方法の違いの他に、被課税者の課税回避行動（tax avoidance）が推計に反映されているか否かといったことも要因として考えられる。具体的には、非課税であったり控除対象であったりして課税所得としては捕捉されない形態での所得であり、端的な例でいえばフリンジ・ベネフィットや

<sup>22</sup> 消費者余剰の考え方をういた分析例として、政策効果分析レポート No.7 「近年の規制改革の経済効果 - 利用者メリットの分析（改訂試算）」を参照。

<sup>23</sup> 付注を参照。

<sup>24</sup> 主なものにつき参考資料 5 を参照。

勤務先での待遇の改善などがこれに該当する<sup>25</sup>。

## 2 95年所得税制改正による超過負担の減少

所得税制による超過負担を検証に当たっては、実際に税制改正により増減税措置が実施された場合を具体的に分析することが有効な手段となる。今回は95年税制改正を取り上げ、税率のフラット化がどの程度超過負担の軽減に寄与するものであったかを推計する。

95年の税制改正では、参考資料1にあるとおり、働き盛りの中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、税率構造の累進緩和が行われる（例えば所得税の限界税率30%の適用所得金額を1,000万円以下から1,800万円以下に引上げ）とともに、各種控除額の引上げや給与所得控除の適用範囲の拡大が実施された。また、景気対策のための特別減税として、所得税額の15%が控除されており、これらの一連の措置により減税効果をもたらすものとなっている。

### （データ及び推計方法）

限界税率の変更は、経済主体の労働供給行動や消費行動等の変化を含む様々な経路を通じ、課税所得へ影響を及ぼす。これらの様々な経路による課税所得への効果を、課税所得の限界税率に対する弾性値を計測して求める。

推計のデータには厚生労働省（旧厚生省）の「国民生活基礎調査」の個票データ（世帯単位ではなく個人単位）を使用する。各サンプルの限界税率の導出には、前述の税制シミュレーションモデルを使用した。95年の税制改正前後を比較するため、94年及び96年のデータを用いる。

また、96年のデータについては、実績データとともに、94年の税制改正前のデータをベースに賃金や物価の上昇率等を考慮して税制改正後の推計データを作成する。この加工された改正後のデータから求められる課税所得の理論値（ベースライン）と実際の実績値を比較し、その差額は税制改正により被課税者がその経済行動を変化させたために減少（増加）した部分であると考え、その差額を税制改正によりもたらされた非効率性に対応する部分と解釈するのである。

	税制改正前 実績値	税制改正後	
		推計値	実績値
課税所得	B	A*	A
変化率	-	g*	g

<sup>25</sup> Feldstein (1999)等による指摘を参照。

上の表でさらに詳しく説明しよう。税制改正前の課税所得を B、改正後の課税所得の実績値を A、その変化率を  $g$  とする。一方、改正前の課税所得 B をもとに経済成長や物価上昇等の要因を考慮して作成した改正後の課税所得の推計データを  $A^*$  とし、改正前の所得 B からの変化率を  $g^*$  とする。課税所得の税制改正前後の変化 ( $g$ ) は、経済成長や物価上昇等の要因により変化 ( $g^*$ ) するとともに、例えば税制改正により所得税制が変更されると、前で見たとおり経済主体の経済行動の変更等を通して変化する ( $g - g^*$ )。この 2 つの要因を切り離して後者だけを税制改正の影響として計測する。

次に、「差の差」(DID: differences-in-differences) アプローチを採用する。税制改正前後の期間で経済行動が変更され課税所得が変化するのは、税制の変更の影響以外にも他の要因が働いていることが考えられる。しかし、改正前後の同じグループの課税所得の変化を観察するだけでは、こうした変化が税制改正によるものなのかその他の要因によるものなのか識別ができない。このため、「差の差」アプローチでは、まず分析対象である税制(改正)の影響を受けるサンプル群(treatment group)を選別する一方で、その改正の影響を受けないがそれ以外の条件は影響を受けるグループと同様であるサンプル群(control group)を抽出する。そして、これら 2 つのグループがそれぞれ制度の改正前後でどのように影響を受けたかを比較し、その違いを取り出すことによって税制改正の影響のみを評価しようというものである。

	課税所得	
	税制改正前	税制改正後
影響を受けるグループ	B	A
影響を受けないグループ	b	a

上の表で説明しよう。税制改正の影響を受けるグループでは、改正前後で課税所得が B から A へと変化率にして  $G$  だけ変化したとする。ただし、ここで留意しなければならないのは、この課税所得の変化には税制以外の要因が含まれている可能性である。このため、税制改正のみの影響をこの数値をもって議論するのは適当ではない。そこで、税制改正の影響を受けないがそれ以外の特性は影響を受けるグループと同様であるグループを設定する。このグループの改正前後での課税所得がそれぞれ  $b, a$  で変化率は  $g$  とすると、影響を受けるグループの課税所得の変化率  $G$  のうち税制要因は  $G - g$  であり、残りの  $g$  は税制以外の要因を反映した動きとして識別する。

この 2 つのアプローチを組み合わせることにより、純粋に税制変更による課税所得の変化を切り出して評価することができる<sup>26</sup>。

<sup>26</sup> さらに詳細な推計方法の説明は付注を参照。

(推計結果)

まず、影響を受けるグループには95年税制改正で減税の恩恵が受けられるグループとして適用限界税率が引き下げられた者を、また影響を受けないグループには引下げとならなかった者を抽出した<sup>27</sup>。その結果を示したのが図表3-1である。これらの結果をもとに課税所得の「1-限界税率」に対する弾性値を求めると、0.074となる。すなわち、「1-限界税率」が1%<sup>28</sup>高まると0.074%だけ課税所得は増加する。ちなみに、これを限界税率1%ポイントの低下に対する課税所得の増加率に換算すると約0.17%である。

次に、前述のとおりFeldstein(1999)の方法にしたがい、95年減税による超過負担(死荷重)の減少を推計する。課税所得の税率弾性値に上記で求めた弾性値0.074を代入し、所得階層毎にその課税所得額を使って税制改正前後の超過負担の変化を計測する。また、課税所得のデータには96年の「税務統計から見た民間給与の実態」の給与収入から各種所得控除を差し引いて求めた。

図表3-2は推計された超過負担の結果を示している。この結果によれば、95年の減税措置による超過負担の減少は12百億円程度と見込まれる。ちなみに、国税庁による95年所得減税による減収見込み額は数兆円規模<sup>29</sup>となっており、Feldsteinらの米国における税率変更による超過負担の変化に関する推計などに比べれば、我が国の所得税制の非効率性は小さなものとなっている。

(アメリカ並みの弾性値の場合)

これは、我が国の課税所得の税率に対する弾性値が小さいことによる。もし仮にアメリカのように税率の変更により敏感に課税所得が変化する場合には、超過負担の変化はさらに大きなものになる。ここで弾性値の値がアメリカ並みであった場合に95年の税制改正による超過負担の軽減はどれくらいであったかを求めてみよう。アメリカにおける弾性値の計測事例のうちFeldstein-Feenberg(1995)の0.74、Auten-Carroll(1999)の0.6、Lindsey(1987)の1.58、Carroll(1998)の0.4の4つの値を取り上げ、超過負担の変化を推計する<sup>30</sup>。

この結果は図表3-3に図示されている。これらの弾性値を用いた場合超過負担の軽減額は3千億円~2.6兆円程度と大きなものとなっている。こうしたことから、今後我が国においても、給与体系の変化<sup>31</sup>や雇用の流動化が進展するなかで、環境変化に応じて労働時間や努力の程度、あるいは勤務先等を調整する度合いが増し弾性値が高まる場合には、税率変

<sup>27</sup> 95年の税制改正は税率構造のフラット化を図ったため、相対的に高所得者層に大きな恩恵が達するようになっていることから、高所得層の者がtreatment groupにより多く分類される。このため、所得階層による属性や行動様式等の違いが反映されているおそれがある。

<sup>28</sup> 1%ポイントではなく1%。

<sup>29</sup> 所得税の制度減税分2.4兆円、特別減税分1.4兆円。個人住民税に関しては、それぞれ1.0兆円、0.6兆円。

<sup>30</sup> 再度参考資料5を参照。

<sup>31</sup> 雇用者側の反応だけでなく、企業側が税制に応じて給与やFRINGE BENEFITを柔軟に変更するようになるという変化も重要である。

更により相対的に大きな超過負担の増減が生じる可能性がある。

( 税率構造と超過負担の関係 )

以上では、現実に実施された税制改正に伴う超過負担の減少額を計測した。ここでは、税率構造と超過負担の関係についてさらに理解を深めるため、いくつかのケースを想定してシミュレーションしてみよう<sup>32</sup>。

本章の最初で述べたとおり、超過負担の大きさは税率の変化幅の 2 乗及び課税所得の税率弾性値に比例する。そのため、例えばすべての納税者について税率を一律 5%引き下げた場合と、半分の者に 2%、残り半分の者に 8%と差別的に引き下げた場合とでは、超過負担の減少額は異なる。すなわち、累進度が高いほど超過負担が大きくなるはずである。

これについて、現時点で 税率を 5%一律引き下げた場合、あるいは 累進度を高める形で低所得階層の税率引下げ幅を 8%、高所得階層で 2%引き下げた場合、また逆に 累進度を緩和する形で低所得階層の税率引下げ幅を 2%、高所得階層で 8%引き下げた場合、の 3 ケースを想定した上でそれぞれ超過負担額を計測し、各ケースでどれくらいその額が異なるか計測してみよう。なお、 及び でどれだけ割合の者に異なる税率を適用するかは、各ケースにおける想定税収が概ね同じようになるように配慮して決める。

計測結果は図表 3 - 4 に示されている。これによると、5%一律引下げのケース では超過負担の減少額は 19.2 百億円であるのに対し、累進度を強化する税率変更のケース では超過負担の減少は 16.0 百億円にとどまる。一方、累進度を緩和する税率変更ケース では、超過負担の減少は 21.5 百億円となり、どのケースよりも大きくなる。

このように、累進度を高める税率変更は所得再分配機能を強化する方向に働く一方で、所得課税による超過負担をより大きくさせ効率性を悪化させる方向に働く。

---

<sup>32</sup> 所得階層別に弾性値の値が異なることが考えられるが、ここではデータの制約のために所得階層別の弾性値は計測しない。

## 結論

本レポートでは、1990年代の我が国の所得課税について、特に95年の改正に焦点を当てつつ、税制改正が所得分配、経済行動に与えた効果を検討した。その概要をまとめると以下のようなになる。

### （我が国の所得税制）

第 章では、我が国の所得税制の仕組みや制度の変遷を概観するとともに、簡単な若干の国際比較を行った。

所得税制は、80年代終わりからの一連の税制改正によって税率の簡素化・フラット化が押し進められる一方で、各種控除制度の拡充が図られ課税最低限が引き上げられた。

我が国の所得税制を他の主要先進国と比較してみると、概してその負担水準は他国に比べて低水準にあり、かつ90年代における税制改正はさらに負担を軽減する方向に進めるものであった。80年代以降の税制について見ると、長期的には日米英の3か国では税率の簡素化や最高税率の引下げといった動きが見られる。他方、累進性については、低中所得層では緩やかであるが、高所得層については強いことが分かった。

### （所得分配への効果）

第 章では、所得税制が所得再分配に果たしてきた機能に着目し、それが税制改正でどう変化したかを調べた。

95年における税制改正による年収5分位階級別の平均税率（所得税＋住民税）のを見ると、第1分位がわずかに0.03%であったのに対し、第5分位は1.9%に達しており、所得が上がるほど大幅な負担の軽減となっている。

平均税率の低下を要因分解すると、低所得層ではほとんどが各種控除の拡充によるものであるが、中高所得層では税率のフラット化、控除の拡充がともに寄与し、しかもその寄与度は大きい。このような控除の拡充効果の特徴は、減税額が限界税率に依存することに加え、中高所得層で控除の利用率が高いことによる。

なお、80年代以降、租税による所得再分配効果が弱まる一方で、社会保障による効果がそれ以上に高まっており、再分配政策における役割交替が進んでいる。

### （効率改善による「ボーナス」）

所得税制が個人の経済行動に及ぼす影響を見るには、平均税率ではなく限界税率に着目することが重要である。95年改正で累進性が緩和され、一部の所得階層で限界税率が低下したため、従来の重い限界税率の下で抑制されてきた労働供給等、ひいては課税所得がより自然な状態に回復し、国民の経済厚生が改善したと考えられる。

その度合いを計測するため、まず、95年改正で適用される限界税率が低下した階層と一

定にとどまった階層について課税所得の変化を比較することにより、限界税率の低下による課税所得の変化を調べた。その結果は、限界税率 1%ポイントの低下で約 0.17%の課税所得の増加というものであった。これをもとに、95 年改正による経済厚生改善（超過負担の減少）を試算すると、12 百億円程度となった。すなわち、この改正により、国民全体として 12 百億円程度の「ボーナス」を手にすることができた。なお、この「ボーナス」は新たに発生したもので、政府から納税者への移転である減税額とは別のものである。

他方、アメリカにおける計測事例を調べると、限界税率の低下に対する課税所得の反応は遥かに大きく、それゆえに税制のフラット化による「ボーナス」は非常に大きなものとなっている。アメリカの納税者がこのように税率変更に敏感であること背景には、申告納税制度のほかインセンティブの強い給与体系や流動的な雇用制度が考えられる。したがって、我が国においても、給与体系の変化等が進み、税制を含む環境変化に対し、納税者や雇用主がより柔軟に行動するようになれば、高い限界税率がもたらす損失、その軽減によるボーナスともに大きなものとなると予想される。

ちなみに、仮に限界税率の変化に対する納税者の反応がアメリカ並みであったとすれば、95 年改正に伴う効率改善「ボーナス」は数千億円以上になりうると試算される。

以上、税率構造のフラット化は課税所得の増加という形で経済効率を改善したが、その効果は給与体系の変化等が進展するにつれ一層重要なものとなると予想される。フラット化は所得分配面での税制の役割を縮小させるが、この点は各種控除の在り方や社会保障政策の動向と併せて評価すべきであろう。これらの視点も踏まえ、経済主体の行動に対して中立的な税制を目指し、不断の税制改革が進められることが必要である。

(参考文献)

- 跡田直澄・橋本恭之・前川聡子・吉田有里 (1999) 「日本の所得課税を振り返る」『ファイナンス・レビュー』99年6月号.
- 安部由起子・大竹文雄 (1995) 「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動」『季刊社会保障研究』vol.31, No.2.
- 石塚浩美 (1995) 「所得税における女性と家族 - 1940年代以降の配偶者控除制度史に関する考察」『横浜市立大学大学院紀要』第2号.
- 石塚浩美 (2001) 「女性の働き方と税制 - (財)家計経済研究所の個人データによる実証分析」mimeo.
- 井堀利宏 (2000) 『財政赤字の正しい考え方：政府の借金はなぜ問題なのか』東洋経済新報社.
- 大竹文雄・福重元嗣 (1987a) 「税制改革と地域別租税負担」『大阪大学経済学』87年6月号.
- 大竹文雄・福重元嗣 (1987b) 「税制改革案の所得再分配効果」『大阪大学経済学』87年12月号.
- 神谷隆之 (1997) 「女性労働の多様化と課題 - 税・社会保障制度における位置づけ」『ファイナンス・レビュー』Dec.1997.
- 小泉進・本間正明編 (1993) 『日本型市場システムの解明』.
- 島田晴雄 (1986) 『労働経済学』(モダン・エコノミクス8) 岩波書店.
- 高山憲之・船岡史雄・大竹文雄・有田富美子・上野大・久保克行 (1991) 「税制改革の分配的側面」『経済研究』91年1月号.
- 田近栄治・古谷泉生 (2000) 「日本の所得税 - 現状と理論 - 」『ファイナンス・レビュー』2000年4月号.
- 橘木俊詔 (1998) 『日本の経済格差』 岩波新書.
- 中馬宏之・駿河輝和編 (1997) 『雇用行動の変化と女性労働』 東京大学出版会.
- 永瀬伸子 (1997) 「女性の就業選択」(中馬・駿河編 (1997) 所収).
- 橋本恭之 (1997) 「個人所得課税の改革と具体的シミュレーション」『税経通信』第52巻15号.
- 橋本恭之 (1998) 『税制改革の応用一般均衡分析』 関西大学出版部.
- 橋本恭之 (2001) 『税制改革シミュレーション入門』 税務経理協会.
- 八田達夫・八代尚宏編 (1995) 『「弱者」保護政策の経済分析』(シリーズ現代経済研究) 日本経済新聞社.
- 樋口美雄 (1983) 「税制と世帯の労働供給」『ESP』83年6月号.

- 樋口美雄 (1984) 「所得減税と主婦の労働供給」『季刊現代経済』 Autumn 1984.
- 樋口美雄 (1991) 『日本経済と就業行動』 東洋経済新報社.
- 樋口美雄 (1995) 「「専業主婦」保護政策の経済的帰結」(八田・八代 (1995) 所収) .
- 樋口美雄・岩田正美 (1999) 『パネルデータからみた現代女性』 東洋経済新報社.
- 樋口美雄・西崎文平・川崎暁・辻健彦 (2001) 「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」内閣府景気判断・政策分析ディスカッション・レポート・シリーズ, DP/01-4.
- 本間正明・跡田直澄編 (1989) 『税制改革の実証分析』 東洋経済新報社.
- 吉田和男 (2000) 『21世紀日本のための税制改正 - 所得税の改革』 大蔵財務協会.
- 和合肇・伴金美 (1995) 『TSPによる経済データの分析』(第2版) 東京大学出版会.
- Auerbach, A. and D. Feenberg (2000), "The Significance of Federal Taxes as Automatic Stabilizers," *NBER Working Paper* 7662, April 2000.
- Auten, G. and R. Carroll (1999), "The Effect of Income Taxes on Household Income," *Review of Economics and Statistics* 81 (4), Nov. 1999.
- Bosworth, B. and G. Burtless (1992), "Effects of Tax Reform on Labor Supply, Investment, and Saving," *Journal of Economic Perspectives*, Vol.5 No.1.
- Carroll, R. (1998), "Do Taxpayers Really Respond to Changes in Tax Rates? Evidence from the 1993 Tax Act," U.S. Department of the Treasury, *OTA Working Paper* 79, Nov. 1998.
- Dalsgaard, T. and M. Kawagoe (2000), "The Tax System in Japan: A Need for Comprehensive Reform" OECD, *Economics Department Working Papers* No.231
- Duncan, A. and C. Giles (1996), "Labour Supply Incentives and Recent Family Credit Reforms," *Economic Journal* 106, Jan. 1996.
- Eissa, N. (1995), "Taxation and Labor Supply of Married Women: The Tax Reform Act of 1986 as a Natural Experiment," *NBER Working Paper* 5023, Feb. 1995.
- Eissa, N. and J. Liebman (1996), "Labor Supply Response to the Earned Income Tax Credit," *Quarterly Journal of Economics*, May 1996.
- Eissa, N. and H. Hoynes (1998), "The Earned Income Tax Credit and the Labor Supply of Married Couples," *NBER Working Paper* 6856, Dec. 1998.
- Feenberg, D. and E. Coutts (1993), "An Introduction to the TAXSIM Model," *Journal of Analysis and Management*, vol.12, No.1.
- Feldstein, M. (1995a), "The Effect of Marginal Tax Rates on Taxable Income: A Panel Study of the 1986 Tax Reform Act," *Journal of Political Economy*, vol.103, No.3.
- Feldstein, M. (1995b), "Behavioral Responses to Tax Rates: Evidence from the Tax Reform Act of 1986," *American Economic Review, Papers and Proceedings*, vol.85. No.2 (revision of NBER Working Paper 4496, Oct. 1993) .

Feldstein, M. (1999), "Tax Avoidance and the Dead Weight Loss of the Income Tax," *Review of Economics and Statistics* 81( 4 ), Nov. 1999 ( revision of NBER Working Paper 5055, March 1995 ) .

Feldstein, M. and D. Feenberg (1995), "The Effect of Increased Tax Rates on Taxable Income and Economic Efficiency: A Preliminary Analysis of the 1993 Tax Rate Increases," *NBER Working Paper* 5370, Nov. 1995.

Greene, W. (2000), *Econometric Analysis*, 4<sup>th</sup> ed., Prentice-Hall.

Harberger, A. (1964), "Taxation, Resource Allocation, and Welfare" in J. Due ( ed. ) *The Role of Direct and Indirect Taxes in the Federal Revenue System* (conference report), Princeton University Press.

Heckman, J. (1979), "Sample Selection Bias as a Specification Error," *Econometrica*, vol.47, No.1.

Hotz, V. and J. Scholz (2000), "The Earned Income Tax Credit," prepared for the NBER Conference on Means-Tested Transfers (May 11-12 2000).

Lindsey, L. (1987), "Individual Taxpayer Response to Tax Cuts: 1982-1984 With Implication for Revenue Maximizing Tax Rate," *Journal of Public Economics* 33.

Meyer, B. and D. Rosenbaum (1999), "Welfare, the Earned Income Tax Credit, and the Labor Supply of Single Mothers," *NBER Working Paper* 7363, Sep. 1999.

Moffitt, R. and M. Wilhelm (1998), "Taxation and the Labor Supply Decisions of the Affluent," *NBER Working Paper* 6621, June 1998.

Scholz, J. (1996), "In-work Benefits in the United States: the Earned Income Tax Credit," *Economic Journal* 106, Jan. 1996.

Slemrod, J. (1995) "High-income Families and the Tax Changes of the 1980s: the Anatomy of Behavioral Response" *NBER Working Paper* No.5218, Aug. 1995.

Stiglitz, J. (1988), *Economics of the Public Sector*, 2<sup>nd</sup> ed. ( 藪下史郎訳 『公共経済学』 東洋経済新報社 ) .

大蔵省主税局編 (1988) 『所得税百年史』 .

経済審議会 (1998) 「経済審議会経済主体役割部会報告書」, 1998年6月.

経済戦略会議 (1999) 「日本経済再生への戦略」( 答申 ), 1999年2月.

経済団体連合会 (2000) 「平成 13 年度税制改正提言 - 活力ある経済・社会を築くために - 」, 2000年9月.

国税庁 (1995) 「平成 7 年改正税法のすべて」, 1995年6月

税制調査会 (1993) 「今後の税制のあり方についての答申 - 「公正で活力ある高齢化社会」を目指して - 」, 1993年11月

税制調査会 (2000a) 「わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - 」( 答

申) 2000年7月.

税制調査会 (2000b) 「第16回基本問題調査会資料」、2000年4月.

税制調査会 (2000c) 「基本問題小委員会における意見の概要」、2000年5月.

内閣府 (2001) 「家族とライフスタイルに関する研究会報告」、2001年6月.

男女共同参画会議 (2001) 「仕事と子育ての両立支援策について」(仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会)、2001年6月.

Inland Revenue (2000), *Your Guide to Working Families' Tax Credit: For employees and the self-employed* (leaflet), Aug. 2000.

IRS (2000), "Earned Income Credit (EIC): For use in preparing 2000 returns," (catalog) Publication 596, Internal Revenue Office, U.S. Department of the Treasury.

## 補論：配偶者控除等の労働供給への影響について

税制改革の議論における論点の一つとして、様々な控除制度の存在が挙げられる。例えば、各種控除制度の適用により課税ベースが浸食され課税最低限が引き上げられることとなり、結果的に累進性が高まり中所得者層の租税負担感が強められているとの見方がある。また、様々な控除制度は税制の中立性を著しく損ね、各主体の経済活動を歪めているという指摘もなされている。特に配偶者控除・配偶者特別控除は、働かずに家庭に留まるか賃金はその適用上限額の範囲内に収まるよう就業調整をする誘因を既婚女性に与えることで、女性の就業選択に大きな影響を及ぼしているという、いわゆる「パート問題」を引き起こしているとされる。

ここでは、この最後の論点について、樋口他(2001)による分析結果を簡単に紹介する。この分析は、1995年度の税制改正による配偶者控除等の拡充措置が女性の就業行動（労働力率及び労働時間）にどのような影響を与えたかを調べている<sup>33</sup>。

### （95年税制改正による制度の拡充）

95年度税制改正では所得税・住民税については、税率構造の累進緩和を行うとともに、各種控除額の引上げや給与所得控除の適用範囲の拡大が実施された<sup>34</sup>。その中で配偶者控除及び配偶者特別控除はそれぞれ35万円から38万円に引き上げられ、これに伴い配偶者控除等の適用所得上限額も135万円から141万円に引き上げられた。

これらの変更は理論的に以下のような影響を生じることが予想される。すなわち、配偶者控除及び配偶者特別控除の引上げは就業せずに専業主婦であることをより優遇することとなるため、労働力率を引き下げ労働時間を抑える方向に働く。他方、同時に配偶者控除等の適用所得上限額が引き上げられたことは、就業調整を行うに当たってより長時間働くことができるようになるため、労働時間を増加させる方向に働くものと考えられる。

### （分析アプローチ）

樋口他(2001)では、配偶者控除等の有配偶女性の就業行動に及ぼす影響を直接的推計アプローチ及び「差の差」アプローチを用いて推計している。最初のアプローチは、配偶者控除等の制度を表す変数（適用所得上限額等）を就業選択の多項ロジット関数の説明変数に加えて推計し、そのパラメータの大きさ及び統計的有意性を検証するものである。二つ目の「差の差」アプローチでは、分析対象である税制（改正）の影響を受けるサンプル群と、その改正の影響を受けないが他の条件はそれらと同様であるサンプル群の2つのグループ

<sup>33</sup> 配偶者控除等に関する制度の概要、垂直的公平性の問題、就業調整の実態及び推計方法・結果の詳細等は樋口他(2001)を参照。

<sup>34</sup> 95年度税制改正の概要は参考資料2。

について、それぞれ制度の改正前後でどのように影響を受けたかを比較し、その違いの統計的有意性を検定する。これにより、税制改正の影響のみを分離して評価するものである。

(配偶者控除等の効果の直接的推計)

まず、先行研究である石塚(2001)を修正し、多項ロジットモデルを用いて女性の就業形態への配偶者控除等の影響を推計した。具体的には、有配偶女性は就業形態として正社員、制度外パート(配偶者控除等の適用対象外の非正規雇用労働者)、制度内パート(適用対象の非正規雇用労働者)、無業者の4つのカテゴリーの中の1形態を選択するものとする。また、就業行動を選択するに当たっては、夫の可処分所得や世帯の預金等、住宅ローン残高といった家計の財務状況とともに、年齢や学歴といった本人の属性、子供の有無や親との同居、住居地域などを考慮するものと仮定し、説明変数に加えて推計した。

実際の推計結果を見ると、まず、夫の可処分所得の増加は妻が無業者でいる確率を押し上げ、(いかなる形態にせよ)働きに出る確率を引き下げており、特に正社員である確率を大きく下げている。したがって、配偶者控除等の控除額の引上げは夫の可処分所得の増加を通じて妻の無業化を促進させる方向に働く。一方、配偶者控除等の適用対象所得上限額の引上げは、妻が専業主婦から働きに出る誘因となる。仮にこのパラメータをもとに計算すると、上限額1万円の引上げは有配偶者女性の有業率を0.12%押し上げる方向に働き、このうち制度内パートで働く割合は0.10%押し上げられる。この結果から見ると、石塚(2001)が指摘するとおり、配偶者控除等の拡充は専業主婦を有利化するというよりも、制度内パートで働くインセンティブを喚起しているといえよう。

総括すると、税制要因を直接推計式の説明変数に加えた就業選択の多項ロジット関数では、配偶者控除等の拡充が有配偶女性の有業率を押し上げ、特にパート労働者化を押し進めることが示された。

(「差の差」アプローチ : 基礎的分析)

「差の差」アプローチのうち最も基礎的な手法は、単純に税制変更前後における影響を受けるグループと受けないグループについて、それぞれの変数の変化の差を求めるものである。この手法による分析結果は以下のとおりである。

配偶者控除等の適用対象とはなり得ない独身者の労働力率は税制改正前の90.0%から改正後の84.1%にまで6.0%低下している。一方、既婚者の労働力率は改正前の38.5%から改正後には40.9%にまで2.4%上昇している。その結果、両グループでは逆の動きを示し、両者の差は8.4%となっている。

また、労働時間についても同様に95年税制改正の前後でその変化を比較すると、正社員(影響を受けないグループ)では労働時間が25.2時間減少したのに対し、パートタイマー(影響を受けるグループ)は税制改正前後で90.1時間だけ労働時間が増加しており、115.3時間の差となっている。これは、配偶者控除等の拡充で適用所得上限額が引き上げられた

ので、パート労働を行う有配偶女性がより長い労働時間に合わせる形で就業調整を行ったためと考えられる。

こうしたことから、「差の差」アプローチにより税制改正前後の労働力率及び労働時間の変化を見ると、労働力率は独身女性では低下しているのに対し既婚女性では逆に上昇しており、配偶者控除等の適用対象となり得る既婚女性の就業が促進されている。また、労働時間は、有配偶女性のうち正社員では減少した一方でパートタイマーでは増加しており、配偶者控除等の適用所得上限額の引上げがパートタイマーの就業調整を通じてその労働時間の増加につながっていることがうかがわれる。

（「差の差」アプローチ：回帰式推計）

上記の基礎的なアプローチでは影響を受けるグループと受けないグループを税制改正以外の要因については極力近似したサンプルで構成することとなるが、それでも観察された労働力率の相違は捉えきれなかったデータの属性等の相違を反映した可能性がある。このため、こうした属性をコントロールした上で労働力率の相違を検討する必要がある。

そこで、労働力率のプロビット関数を所得や属性等を説明変数に推計する。具体的には、税制改正要因以外として夫の賃金の他に学歴、子供の有無、住宅ローンといった要因が影響するものを考慮した。

税制改正による両グループの労働力率への影響に関する分析結果を見ると、独身者（影響を受けないグループ）では改正前後で労働力率が低下するのに比べ、既婚者（影響を受けるグループ）では上昇している。また、95年度税制改正の配偶者控除等の拡充措置は、有配偶女性の労働力率を統計的に有意に上昇させる結果をもたらしている。

労働時間の推計についても、同様に「差の差」アプローチを用いて最小二乗法で推計した。その際には、年齢、家族構成、職種、雇用形態や、所得要因として夫の給与を考慮し、パートタイマー（影響を受けるグループ）と正社員（影響を受けないグループ）の間で税制改正の労働時間への影響が有意に異なるかを検証した。その結果、回帰分析による「差の差」アプローチで見ても、正社員では税制改正前後では労働時間は減少する一方、パートタイマーでは増加している。また、両グループは税制改正前後で統計的に有意に異なる動きを示しており、配偶者控除等の拡充がパートタイマーの労働時間を押し上げたことがうかがわれる。

こうしたことから、回帰式推計を用いた「差の差」アプローチによっても推計結果は上記の基礎的分析のそれを支持するものとなっており、配偶者控除等の拡充は有配偶女性の労働力率を押し上げるとともに、有配偶のパート労働者の労働時間を増加させていることが示された。

（まとめ）

ここでは、3通りの推計手法を用いて配偶者控除等による女性の就業行動への影響を検討

した。その結果を総括すると、配偶者控除等の拡充（控除額の増額及び適用所得上限額の引上げ）は有配偶女性の労働力化を進め労働力率を高める方向に働く。その中で、配偶者控除等の適用範囲内に収入を抑制するために就業調整が行われ、パート労働者として就業することを促進している。配偶者控除等の適用所得上限額の引上げはより長い労働時間に合わせて就業調整が行われることを意味しており、配偶者控除等の拡充がパート労働者の労働時間の増加にもつながっている。

こうした結果は通常想定されるものとは異なる。つまり、配偶者控除等の存在は専業主婦を優遇することで、有配偶女性を就業せず家庭に留まる誘因を与える効果が上回るものと予想されたが、実際は配偶者控除等の適用所得上限額が引き上げられることにより、労働力化特にパート労働者としての労働市場参加を促進するとともに、その労働時間を引き伸ばす方向に働いている。

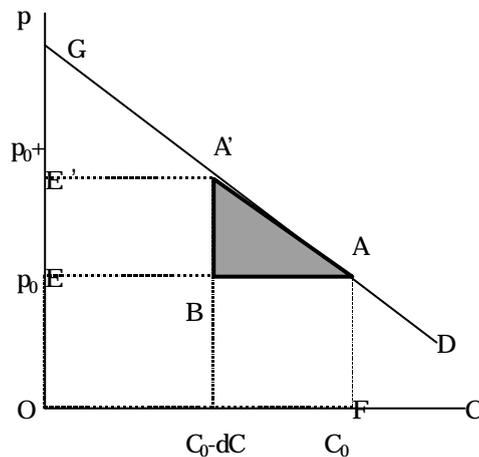
しかし、それは配偶者控除等が有配偶女性の社会進出を後押ししていることを意味しない。むしろ、パート労働者であることを経済的に有利なものとするすることで、有配偶女性の就業選択をパート労働者に偏らせる傾向があるといえよう。

付注 個人所得税による超過負担の計測について

第 章の累進所得課税が経済行動に与える影響に関して、発生する超過負担（死荷重）の計測の考え方及び推計方法は以下のとおりである。

( 1 ) 超過負担の概念

本文で見たとおり、所得税の超過負担の伝統的分析アプローチでは、理論的には余暇（労働）時間と消費の選択の問題として考えられる<sup>35</sup>。所得税を付加することは、各個人が消費を行うに当たっての予算制約となる稼得所得の実質価値を下げることとなる。換言すれば、消費の価格を引き上げることとなる。もう一度本文中と同じ図で見てみよう。



図では横軸は消費量を、縦軸はその価格を示しており、右下がりの曲線 D は個人の需要関数を表す<sup>36</sup>。

課税による超過負担（死荷重）を表す AA'B の大きさは  $0.5 \cdot dC$  で求められる。容易に推測できることは、税率が大きくなればなるほど三角形の面積は拡大し、需要曲線の傾きを一定とすれば、三角形の面積はその高さ（税率）の 2 乗で増加する。また、需要曲線の傾きが小さいほど超過負担は大きくなる<sup>37</sup>。

<sup>35</sup> 以降の超過負担の概念及び計測方法の説明については、Stiglitz (1988)、Feldstein (1999)等を参照。この方法では稼得所得がすべて消費に回るものと仮定している。

<sup>36</sup> 正確には、課税による実質所得の低下による消費の減少（所得効果）の部分を除くため、需要関数は、価格が上昇する時個人が同じ効用水準に残るように必要な所得を追加的に与えられるという仮定に基づき描かれた補償需要曲線を表す。

<sup>37</sup> こうした関係を見るために、一定の税金 R を確保するのにどれだけの社会的厚生を犠牲にしたか（超過負担 DWL が発生したか）を式で示すと、

$$\frac{DWL}{R} = \frac{1}{2} \frac{t}{p_0} e_c \quad ( e_c: \text{需要曲線の弾性値} )$$

すなわち、税率が高いほどあるいは需要の価格弾性値が高いほど、効率的に税金を確保することが難し

超過負担額 (DWL) は、数式を変形することによって、税率 ( ) と消費額 (C)、消費 (需要) の価格弾性値 (  $e_c$  ) で以下のように求められる。

$$DWL = -\frac{1}{2} \frac{t^2}{1-t} e_c C \quad (1)$$

ここで、余暇や控除所得、非課税消費の相対価格が変化せず、それらが全体でヒックス合成財として考えられるという仮定を置く。すると、超過負担の大きさは所得税率 (t) と課税所得 (TI)、課税所得の税率弾性値 (  $e_T$ 、ただし以降は t に対する弾性値ではなく、1 - t に対する弾性値 ) による次式に置き換えられることが Feldstein (1999) で示されている<sup>38</sup>。

$$DWL = \frac{1}{2} \frac{t^2}{1-t} e_T TI \quad (2)$$

今回の分析ではこの考え方を採用し、課税所得の税率 (補償) 弾性値を推計することにより超過負担額の大きさを推計する。

$$e_T = \frac{1-t}{TI} \left[ \frac{dTI}{d(1-t)} \right]_{comp} \quad (3)$$

## (2) 具体的推計方法

課税所得の限界税率に対する弾性値 (前節の  $e_T$ ) の計測は、以下のような方法により求める。

### (データ)

推計に当たっては、データには厚生労働省 (旧厚生省) の「国民生活基礎調査」を使用する。税制改正前後の経済主体の行動の変化に着目するため、本来的にはパネルデータを用いて実効限界税率と課税所得の変化をそれぞれ計測することが望ましい。しかしながら、こうしたデータが入手不能なため、今回はクロスセクションデータを用いることとした。また、各サンプルの限界税率の導出には、前述の税制シミュレーションモデルを使用した。

使用するデータがパネルデータでないことへの対応としては、税制改正前後の短期間では大きな所得階層間の移動はなく階層内の属性の変化もないものと仮定し、そのまま所得階層別にコーホートグループを成すとみなすことも考えられる。しかし、今回はこのパネルデータでないことの欠点を補完するため、税制改正前のデータをベースに賃金や物価の上昇率等を考慮して税制改正後のデータを作成し、これにより擬似的パネルデータを構成する<sup>39</sup>。

---

くなる。

<sup>38</sup> また、モデルにおいて貯蓄が考慮されていない。

<sup>39</sup> Lindsey (1987)。

また、95年改正における税率変更による影響を分析するに当たって、同時に拡充された各種控除制度等の要因を除去するため、96年時点での控除制度を前提にして94年の課税所得を再計算し、調整を行った。

(推計方法)

このアプローチでは、税制改正前のクロスセクションデータを基に所得及び物価等のマクロ変数の変化を考慮して、改正後のデータを作成する('aging'手法)。この加工された改正後のデータから求められる課税所得の理論値と実際の実績値を比較し、その差額は税制改正により被課税者がその経済行動を変化させたために減少(増加)した部分であると考え、その差額を税制改正によりもたらされた非効率性に対応する部分と解釈する。

さらに、differences-in-differencesアプローチを採用する。税制改正前後の期間で課税所得が変化するのは、税制の変更の影響以外にも他の要因が働いていることが考えられる。しかし、改正前後の同じグループの課税所得の変化を観察するだけでは、こうした変化が税制改正によるものなのかその他の要因によるものなのか識別ができない。このため、differences-in-differencesアプローチでは、まず分析対象である税制(改正)の影響を受けるサンプル群(treatment group)を選別する一方で、その改正の影響を受けないがそれ以外の条件はtreatment groupと同様であるサンプル群(control group)を抽出する。そして、これら2つのグループがそれぞれ制度の改正前後でどのように影響を受けたかを比較し、その違いを取り出すことによって税制改正の影響のみを評価しようというものである。

	税制改正前 実績値	税制改正後	
		推計値	実績値
<b>Treatment group</b>			
課税所得	$TI_{tb}$	$TI_{ta}^e$	$TI_{ta}$
変化率	-	$g_{ta}^e$	$g_{ta}$
適用税率	$t_{tb}$	$t_{ta}$	$t_{ta}$
<b>Control group</b>			
課税所得	$TI_{cb}$	$TI_{ca}^e$	$TI_{ca}$
変化率	-	$g_{ca}^e$	$g_{ca}$
適用税率	$t_c$	$t_c$	$t_c$

この推計方法について、上表の税制改正前後の課税所得と税率を使って整理してみよう。

税制改正の影響を受けるtreatment groupでは、改正前後で税率が $t_{tb}$ から $t_{ta}$ に伴い課税所得が $TI_{tb}$ から $TI_{ta}$ へと変化率にして $g_{ta}$ だけ変化したとする。一方、改正前のデータを加工して作成した改正後の課税所得の理論値 $TI_{ta}^e$ は、税制改正を受けて被課税者が行動を変

更しない場合の課税所得を表す。したがって、理論値の変化率  $g_{ta}^e$  と観測された変化率  $g_{ta}$  の差 ( $g_{ta} - g_{ta}^e$ ) は、税制改正により発生した非効率性を反映したものと考える。増税をした場合は改正後の課税所得は、超過負担が発生するために理論値よりも小さくなることが予想される ( $TI_{ta} < TI_{ta}^e$ )。税率の変化は  $t_{tb} - t_{ta}$  であるから、観測された課税所得の税率弾性値は  $(1 - t_{tb}) \times g_{ta} / (t_{tb} - t_{ta})$  で表される。また、課税に伴い非効率性の発生により失われる課税所得の税率弾性値は  $(1 - t_{tb}) \times (g_{ta} - g_{ta}^e) / (t_{tb} - t_{ta})$  となる。

ただし、ここで留意せねばならないのは、課税所得の変化には実績値及び理論値の両方について税制以外の要因が含まれている。このため、税制改正のみの影響をこれらの数値をもって議論するのは適当ではない。そこで、上記の differences-in-differences アプローチを使うことによりこの問題に対応する。

上述の treatment group と比べ異なる税制改正の影響を受けるが、それ以外の特性は treatment group と同様である control group を設定する（ここでは後者の税率は改正前後で変化しない場合を仮定する）。control group では税率の変化がないから、税制改正前のデータをもとに作成した改正後の課税所得の理論値 ( $TI_{ca}^e$ ) と実績値 ( $TI_{ca}$ ) は、論理的には一致している必要があり、その差はデータ作成方法の誤差を意味する。

課税所得の税率弾性値は control group についても treatment group の場合と同様にして導出されるが、前者の弾性値が税制以外の要因を反映しているものと考え、両グループの弾性値の差を見ることにより税制改正による影響を切り出す。

したがって、税制改正要因のみに基づく、観察された課税所得の税率弾性値 ( $\tau$ ) は、 $(1 - t_{tb}) \times [(g_{ta} - g_{ta}^e) - (g_{ca} - g_{ca}^e)] / (t_{tb} - t_{ta})$  として求められる<sup>40</sup>。

ただし、ここでの  $\tau$  は粗弾性値 (uncompensated elasticity) であり、次式により所得効果を調整することにより補償弾性値 (compensated elasticity、 $\tau_c$ ) に変換する。

$$\tau_c = \tau - (1 - t) \frac{dt_{ave}}{d(1 - t)} \frac{dTI}{dy} \quad (4)$$

(具体的な推計作業)

分析対象は、20歳以上60歳以下の給与所得者（事業所得・不動産所得等があるサンプルは除いた）かつ納税者とした。

税制改正前のデータには「国民生活基礎調査」の94年データ（本調査では前年の年収を問うため、調査年は95年）を、改正後の実績データには96年データ（同97年）を使用する。96年の理論値データには94年データを名目賃金の伸びで調整したものをを用いる。具体的には、毎月勤労統計年報の「現金給与総額（全産業・従業員5名以上）」の伸び率を、各個人の給与収入に対して2年分乗じて理論値を算出し、それに96年の税制を適用し、課税所得を

<sup>40</sup> control group の税率も税制改正前後で変化する場合 ( $t_{cb} - t_{ca}$ )、この弾性値は  $(1 - t_{tb}) \times [(g_{ta} - g_{ta}^e) - (g_{tc} - g_{tc}^e)] / [(t_{tb} - t_{ta}) - (t_{cb} - t_{ca})]$  として求められる。厳密に言えば、今回の推計ではこの式により  $\tau$  を算出した。ただし、このような調整は今回の場合ほとんど結果に影響を及ぼさない。

算出した。また、94年データについては、各種控除制度等の要因を排除するため、96年の控除制度を適用して課税所得を求めた。

Treatment Group は95年の税制改正で所得税の適用税率の変化した課税所得階級（600～900,1000～1800,2000～3000万円）Control Group は所得税の適用税率が変化しなかった課税所得階級（0～300,330～600万円）とした。

上記の方法に従い、両グループの給与収入、限界税率、平均税率の平均値を算出し、給与収入の平均の変化率を算出した。なお、限界税率、平均税率( $t_{ave}$ 、Treatment Groupの改正前の実績値 = 26.6%、改正後の実績値 = 24.5%)については、住民税率・社会保険料負担率を含めて計算した。

算出した結果より  $\tau$  を算出し、それを(4)式を用いて  $\tau$  に変換した。ただし、係数  $dTI/dy$  については、Feldstein-Feenberg (1995)の結果(0.37)を使用した。

### (3) 超過負担の変化の計測

(2) で求めた  $\tau$  を用いて、超過負担の変化を計測する。

#### (95年税制改正の超過負担の減少額)

先述のとおり Feldstein (1999)の方法にしたがい、95年改正による超過負担(死荷重)の減少を推計する。(2)式をもとに税制改正前の税率を  $t_b$ 、改正後  $t_a$  とすると、超過負担の変化額は

$$\Delta DWL = \frac{1}{2} \frac{t_a^2 - t_b^2}{1 - t_b} e_{\tau} TI \quad (5)$$

となる。課税所得の税率弾性値  $\tau$  には(1)で求めた弾性値を代入し、給与収入階層毎にその課税所得額を使って税制改正前後の超過負担の変化を計測する。

また、課税所得のデータには96年の「税務統計から見た民間給与の実態」の給与収入から各種所得控除を差し引いて求めた。その結果、95年税制改正によって所得税の適用税率が変化した給与収入階級は、1000～1500,1500～2000,2000～2500万円の3階級となった。各階級別に超過負担の減少額を算出し、合計した結果は次ページの表のとおりである。

ただし、留意すべき点として、それぞれの弾性値の推計に用いた制度の範囲が異なるため(Feldstein-Feenberg (1995)は連邦税、社会保険料、Auten-Carroll (1999)は連邦税・州税、Lindsey (1987)は連邦税・州税・社会保険料、Carroll (1998)は連邦税を対象として分析)日本への適用に際しても  $t_a$  及び  $t_b$  の対象となる制度を適宜調整した。

超過負担の計測

		今回推計	アメリカの弾性値を用いた場合			
			Feldstein-Feenberg 1995	Auten-Carroll 1999	Lindsey 1987	Carroll 1998
弾性値 <sup>e</sup>		0.074	0.74	0.6	1.58	0.4
ta(100%)	1000～1500	0.44	0.29	0.35	0.44	0.20
	1500～2000	0.51	0.36	0.45	0.51	0.30
	2000～2500	0.49	0.34	0.45	0.49	0.30
tb(100%)	1000～1500	0.52	0.37	0.45	0.52	0.30
	1500～2000	0.60	0.45	0.55	0.60	0.40
	2000～2500	0.58	0.43	0.55	0.58	0.40
TI(億円)	1000～1500	130,299	130,299	130,299	130,299	130,299
	1500～2000	37,220	37,220	37,220	37,220	37,220
	2000～2500	15,716	15,716	15,716	15,716	15,716
超過負担	1000～1500	-772	-4,022	-5,686	-16,431	-1,861
減少額 (億円)	1500～2000	-329	-1,741	-2,481	-6,996	-868
	2000～2500	-137	-722	-1,048	-2,906	-367
合計		-1,237	-6,485	-9,215	-26,333	-3,097

(税率構造を変化させた場合のシミュレーション)

税率構造を変化させた場合の超過負担計測のシミュレーションにおいても、同様に推計した<sup>41</sup>。適用税率(同様に住民税率・社会保険料負担を含む)を一律5%引き下げたケース、累進を強化したケース、累進を緩和したケースの3通りについて、推計を行った。課税所得のデータには、2000年の「税務統計から見た民間給与の実態」を用い、2000年時点の税制に基づき、このケースは全給与階級について超過負担の減少額を推計し、合計して算出した。推計結果は次ページの表のとおりである。

<sup>41</sup> 同様のシミュレーションとしてFeldstein(1999)他。

2000年の実データ			シミュレーションデータ		一律引下げ	累進強化	累進緩和
弾性値 <sup>e</sup>					一律-5%	700以下-8% 700超-2%	700以下-2% 700超-8%
	給与階級			給与階級			
tb(100%)	~ 200	0.31	ta(100%)	~ 200	0.26	0.23	0.29
	~ 300	0.31		~ 300	0.26	0.23	0.29
	~ 400	0.31		~ 400	0.26	0.23	0.29
	~ 500	0.31		~ 500	0.26	0.23	0.29
	~ 600	0.36		~ 600	0.31	0.28	0.34
	~ 700	0.36		~ 700	0.31	0.28	0.34
	~ 800	0.45		~ 800	0.40	0.43	0.37
	~ 900	0.43		~ 900	0.38	0.41	0.35
	~ 1000	0.42		~ 1000	0.37	0.40	0.34
	~ 1500	0.44		~ 1500	0.39	0.42	0.36
	~ 2000	0.50		~ 2000	0.45	0.48	0.42
	~ 2500	0.55		~ 2500	0.50	0.53	0.47
	2500 ~	0.53		2500 ~	0.48	0.51	0.45
	TI(億円)	~ 200		9,822	超過負担 減少額 (億円)	~ 200	15
~ 300		45,602	~ 300	71		108	30
~ 400		87,523	~ 400	137		207	58
~ 500		100,983	~ 500	158		239	66
~ 600		95,445	~ 600	189		288	79
~ 700		80,865	~ 700	156		238	65
~ 800		74,727	~ 800	212		88	327
~ 900		64,306	~ 900	172		72	266
~ 1000		49,582	~ 1000	127		53	196
~ 1500		128,506	~ 1500	347		144	535
~ 2000		42,686	~ 2000	152		63	236
~ 2500		15,749	~ 2500	69		29	108
2500 ~		28,980	2500 ~	117		48	182
合計		824,777	超過負担減少額合計			1,922	1,600
		想定減税額		41,239	41,710	40,768	